

# 令和7年度韓国インフルエンサー招請事業委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度韓国インフルエンサー招請事業

## 2 実施主体

岡山県

## 3 目的

インバウンドが堅調に回復し、訪日リピーターを中心に地方への関心が高まりつつある中、岡山県（以下「本県」という。）が重点市場の一つとして位置付ける韓国からの誘客を促進するため、韓国人観光客が旅行先を決定する上で重要な情報源であるSNS上で影響力のあるインフルエンサーを通して本県の観光地としての魅力を発信することにより、本県の認知度を向上させ、本県への訪問者数及び宿泊者数の増加を図るもの。

## 4 事業概要

韓国において訪日観光客に効果的に情報発信することができる現地インフルエンサーを招請する。招請後、被招請者はSNS（Instagram 及びネイバーブログ）で情報発信する。

### (1) 訴求対象

韓国人観光客20～30代の友人、パートナー（主に訪日リピーター層）

### (2) 訴求テーマ

週末に気軽に訪問し、自然の中で穏やかな空気感を満喫できる小都市

### (3) 訴求コンテンツ

下記のコンテンツを中心に、「癒やし」をテーマにした旅を発信する。その他、訴求力の高いテーマがあれば提案すること。

- ・小都市を感じられるスポット
- ・フルーツパフェ
- ・ワイン
- ・デニム

## 5 委託業務

上記4に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

### (1) インフルエンサー招請

#### ア 概要

- ① 招請時期及び回数：令和7年9月～10月上旬のうち1回
- ② 招請期間：2泊3日以上
- ③ 招請者：現地インフルエンサー2名以上

#### イ 業務内容

##### ① 行程の作成

訴求対象やテーマに合う行程を作成し、本県と協議の上、決定すること。また、招請時には岡山ーソウル間の国際定期便を利用すること。

② 被招請者の選定

現地インフルエンサーについては、韓国において使用率が高いSNSである「Instagram」及び「ネイバーブログ」の両方のアカウントにより発信が可能であり、一定のフォロワー数を有する等、訪日旅行に影響力を有し、具体的な旅行行動を促進するような訴求効果の高い発信が可能な者を招請すること。例えば、yochi氏（Instagram アカウント「@yochi.yoon」）のように、両方のアカウントにおいて一定のフォロワー数を有しており、観光情報を日常的に発信している者を選定すること。

③ 被招請者の入国手続きの調整

被招請者の海外旅行保険への加入（招請期間中における病気、怪我、物損等に対応するもの）

④ 被招請者に対する招請案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整

⑤ 被招請者に係る航空券の手配

⑥ 国内移動手段の手配

⑦ 視察先の調整

視察時に円滑に撮影が行われるよう、事前に趣旨説明、被招請者に関する資料の提供を行った上で、撮影許可を得ること。

⑧ 被招請者に係る宿泊、食事、観光入場、体験等に係る手配

宿泊施設は、1室1名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。

⑨ 添乗員の手配

- ・ 招請地域の観光知識に長け、適切に旅程管理ができる者とする。
- ・ 当該者の移動、宿泊、食事、観光入場、体験等の手配を併せて行う。
- ・ 通訳が添乗員を兼務することも可とする。

⑩ 韓国語通訳者の手配

⑪ 招請に係る全行程のアテンド及び実施の記録（写真画像を含む。）

⑫ アンケートの実施等

- ・ 被招請者に対して、招請事業（取材先や行程等）の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施すること。アンケート内容については、本県と協議の上決定すること。
- ・ 発信で取り上げた施設について、発信による来訪者の反響の有無等について、一定期間後に直接ヒアリングすること。

⑬ 留意事項

- ・ 業務内で撮影した素材については、本県が自由に二次利用できるものとする。
- ・ 被招請者用の Wi-Fi ルーターの手配、保険等の備えを行う。

(2) 情報発信

ア 掲載時期：令和7年10月

イ 掲載媒体：被招請者が使用するSNS（Instagram及びネイバーブログ）

ウ 掲載回数：インフルエンサー1名につき、各SNSで2回以上

エ 発信内容：Instagramでは、訪問を誘引するような写真映えする印象的な内容とすること。ネイバーブログでは、Instagramから誘引された観光客が実際に訪問する上で役立つ情報（営業時間、料金、交通情報等）を詳細に伝達する内容とすること。

オ 留意点：時系列にする等、発信した行程を参考に、視聴者が後日実際に旅行できるような紹介の仕方とすること。

画像の利用に際しては、著作権や肖像権に留意し、適切な処理を行うこと。

## 6 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。また、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者の間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (2) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (5) 事業の実施により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (6) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は全て本県に帰属するものとし、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 成果品等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用を含む。）において解決すること。
- (8) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (9) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

## 7 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

## 8 委託限度額

3,150,000円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部  
内容については、事業成果・分析結果も含めること。  
【検証項目】
  - ① インプレッション数、リーチ数、クリック数、シェア、コメント数等
  - ② ユーザー属性（年齢、性別）
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和8年2月27日
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
  - ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
  - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。